平成２１年（フ）第１１８１号
大阪市生野区舎利寺３丁目14番14―302号
債務者　鎌田タクシーこと　鎌田　宗治
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５０９６号
大阪市福島区玉川１丁目６番16号　ロイヤルスクウェア福島801号
債務者　横田　幸則
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５２５８号
大阪府箕面市半町１丁目４番20号
債務者　東里　良広
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５４９４号
大阪市生野区生野東１丁目２番26号　文化住宅勝山ハイツ
債務者　中島こと　高　　光一
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５８２０号
大阪府枚方市長尾台４丁目35番１号
債務者　西墻ユリ子
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５８８３号
大阪府大阪市淀川区東三国２丁目11番31―804号
債務者　大西志賀子
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５９１７号
大阪府茨木市舟木町17番35号
債務者　宮瀬由美子
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５９９７号
大阪府摂津市千里丘東５丁目14番１―401号
債務者　宮岡　勲司
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６２０１号
大阪市北区同心１丁目１―13　エバースクエア同心903、住民票上の住所大阪府吹田市豊津町17番19―301号
債務者　泉　美由紀
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６２９３号
大阪市平野区加美東４丁目８番５―301号
債務者　川西　政昭
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６３４１号
大阪市浪速区日本橋３丁目４番９―703号
債務者　石川　陽子
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６３５９号
大阪府四條畷市美田町２番４号
債務者　伊藤　由利
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６４０５号
大阪府八尾市青山町２丁目11番20―505号
債務者　松田　克也
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６４２８号
大阪市東成区大今里２丁目12番６号
債務者　坂元　申子
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６４８９号
大阪府茨木市島２丁目７番４号の２
債務者　森　　玲子
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６５２９号
大阪府枚方市藤阪中町22番１―202号
債務者　西形　雅子
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６６１８号
大阪府摂津市鳥飼和道１丁目11番24号
債務者　石中　裕子
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６６６９号
大阪市福島区大開４丁目１番11―608号
債務者　片山　朱美
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部